

新	旧
<p>別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 略</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 略</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金等は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 婦人保護事業費負担金 売春防止法第34条第2項第3号及び配偶者暴力防止法第3条第3項第3号（同第4項の規定により、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）の規定により、都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に係る事業</p> <p>(2) 婦人相談所運営費負担金 売春防止法第38条第1項第1号及び配偶者暴力防止法第27条第1項第1号の規定により、都道府県が行う婦人相談所の運営事業</p> <p>(3) 婦人保護事業費補助金 婦人保護施設運営費補助金</p>	<p>別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金（以下「補助金等」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、売春防止法（昭和31年法律第118号）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年第令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金等は、売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金等は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 婦人保護事業費負担金 <u>ア 一時保護所保護費負担金</u> 売春防止法第34条第2項第3号及び配偶者暴力防止法第3条第3項第3号（同第4項の規定により、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）の規定により、都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に係る事業 <u>イ 婦人相談所運営費負担金</u> 売春防止法第38条第1項第1号及び配偶者暴力防止法第27条第1項第1号の規定により、都道府県が行う婦人相談所の運営事業</p> <p>(2) 婦人保護事業費補助金 婦人保護施設運営費補助金</p>

新

昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の6により、都道府県が行う婦人保護施設の運営事業

(交付額の算定方法)

4 略

(交付の条件)

5 この補助金等の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けないでこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (4) 地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある

旧

昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の6により、都道府県が行う婦人保護施設の運営事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金等の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 別紙の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に第5欄に掲げる負担(補助)率を乗じる。
- (3) (2)により算出された額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

5 この補助金等の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。
 - ア 婦人保護事業費負担金と婦人保護事業費補助金間での経費の配分の変更は、してはならないものとする。
 - イ 一時保護所保護費負担金と婦人相談所運営費負担金の種目間での経費の配分の変更は承認を要しないものとする。
 - ウ 婦人保護施設運営費補助金に係る事業に要する経費の種目間での配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。)を行う場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けないでこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

新	旧
<p>(5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(6) この補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。</p>	<p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) この補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。</p>
<p>(申請手続)</p>	<p>(申請手続)</p>
<p>6 略</p>	<p>6 都道府県知事は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度の5月末日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。</p>
<p>(変更申請手続)</p>	<p>(変更申請手続)</p>
<p>7 略</p>	<p>7 この補助金等の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別に定める期日までに行うものとする。</p>
<p>(交付決定までの標準的処理期間)</p>	<p>(交付決定までの標準的処理期間)</p>
<p>8 略</p>	<p>8 国は、6又は7に定める申請書が到達した日から起算して、原則として70日以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。</p>
<p>(補助金等の概算払)</p>	<p>(補助金等の概算払)</p>
<p>9 略</p>	<p>9 地方厚生(支)局長は、補助金等の概算払をする必要があると認める場合には、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払いをすることができる。</p>
<p>(実績報告)</p>	<p>(実績報告)</p>
<p>10 略</p>	<p>10 都道府県知事は、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の6月末日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに地方厚生(支)局長に提出しなければならない。</p>
<p>(補助金等の返還)</p>	<p>(補助金等の返還)</p>
<p>11 略</p>	<p>11 地方厚生(支)局長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその超える部分に</p>

新	旧
<p>(その他)</p> <p>12 略</p>	<p>ついて国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>12 特別の事情により4, 6, 7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

新

別紙 婦人保護費交付基準

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
婦人保護 事業費 負担金	略	次に掲げる額の合算額 1 略	略	略

旧

別紙 婦人保護費交付基準

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
一時保護 所保護費 負担金	事務費	次に掲げる額の合算額 1 別表に示す「施設事務費算定基準」によって算定された額（経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数（別に定める「職員職種別配置基準」を限度とする。）を乗じて得た額の合算額）を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額（円未満切捨）と、表1「施設事務費基準限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額（以下「標準国庫補助基本額」という。）とする。 ただし、職員職種別配置基準を満たす施設であって、指導員が配置基準を超えて配置されている場合には、当該超えた指導員数の範囲内において、厚生労働大臣が必要と認めた指導員数（以下「指導員加算数」という。）を限度として「施設事務費算定基準」によって算定された額（指導員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に指導員加算数を乗じて得た額の合算額）を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額（円未満切捨）と表2「指導員1人当たり加算限度額」に指導員加算数を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額を標準国庫補助基本額に加算することができる。	婦人相談所一時保護所職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費（印刷製本費、食糧費、光熱水費、燃料費、修繕料、役務費（通信運搬費）、備品購入費、委託料等	5/10

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

表 1 施設事務費基準限度額 (単位:円)

地域区分 定員	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
20名以下	219,700	215,000	213,500	210,400	208,800	207,200
21 ~ 30	146,700	143,600	142,600	140,500	139,500	138,400
31 ~ 40	110,200	107,900	107,100	105,600	104,800	104,000
41 ~ 50	88,400	86,500	85,900	84,600	84,000	83,400
51 ~ 60	82,000	80,200	79,700	78,500	77,900	77,300
61 ~ 70	70,400	68,900	68,400	67,400	66,900	66,400
71 ~ 80	61,700	60,400	59,900	59,100	58,600	58,200
81 ~ 90	54,900	53,800	53,400	52,600	52,200	51,800
91 ~ 100	49,500	48,500	48,100	47,400	47,100	46,700

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
20名以下	205,700	204,100	201,000	199,500	194,800
21 ~ 30	137,400	136,400	134,300	133,200	130,100
31 ~ 40	103,200	102,500	100,900	100,100	97,800
41 ~ 50	82,800	82,100	80,900	80,300	78,400
51 ~ 60	76,700	76,200	75,000	74,400	72,700
61 ~ 70	65,900	65,400	64,400	63,900	62,400
71 ~ 80	57,800	57,300	56,400	56,000	54,700
81 ~ 90	51,400	51,000	50,300	49,900	48,700
91 ~ 100	46,400	46,000	45,300	45,000	43,900

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

表 1 施設事務費基準限度額 (単位:円)

地域区分 定員	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
20名以下	216,800	212,900	211,300	209,800	207,500	206,700	205,900	205,100	204,400	203,600
21 ~ 30	144,800	142,200	141,200	140,100	138,600	138,100	137,500	137,000	136,500	136,000
31 ~ 40	108,800	106,800	106,100	105,300	104,100	103,700	103,400	103,000	102,600	102,200
41 ~ 50	87,200	85,600	85,000	84,400	83,500	83,200	82,800	82,500	82,200	81,900
51 ~ 60	80,900	79,400	78,900	78,300	77,400	77,100	76,800	76,500	76,200	76,000
61 ~ 70	69,500	68,200	67,700	67,200	66,500	66,200	66,000	65,700	65,500	65,200
71 ~ 80	60,900	59,800	59,300	58,900	58,300	58,000	57,800	57,600	57,400	57,200
81 ~ 90	54,200	53,200	52,800	52,500	51,900	51,700	51,500	51,300	51,100	50,900
91 ~ 100	48,900	48,000	47,600	47,300	46,800	46,600	46,400	46,200	46,100	45,900

地域区分 定員	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
20名以下	202,800	202,000	201,300	200,500	198,900	198,100	197,400	195,800	194,300
21 ~ 30	135,500	135,000	134,400	133,900	132,900	132,400	131,800	130,800	129,800
31 ~ 40	101,800	101,400	101,000	100,600	99,900	99,500	99,100	98,300	97,500
41 ~ 50	81,600	81,300	81,000	80,700	80,000	79,700	79,400	78,800	78,200
51 ~ 60	75,700	75,400	75,100	74,800	74,200	73,900	73,600	73,000	72,500
61 ~ 70	65,000	64,700	64,500	64,200	63,700	63,500	63,200	62,700	62,200
71 ~ 80	56,900	56,700	56,500	56,300	55,900	55,600	55,400	55,000	54,500
81 ~ 90	50,700	50,500	50,300	50,100	49,700	49,500	49,300	49,000	48,600
91 ~ 100	45,700	45,500	45,400	45,200	44,800	44,700	44,500	44,100	43,800

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

表 2 指導員1人当たり加算限度額 (単位:円)

地域区分 定員	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
20名以下	25,400	24,800	24,600	24,200	24,000	23,900
21 ~ 30	16,900	16,600	16,400	16,200	16,000	15,900
31 ~ 40	12,700	12,400	12,300	12,100	12,000	11,900
41 ~ 50	10,200	9,900	9,900	9,700	9,600	9,500
51 ~ 60	8,500	8,300	8,200	8,100	8,000	8,000
61 ~ 70	7,300	7,100	7,000	6,900	6,900	6,800
71 ~ 80	6,400	6,200	6,200	6,100	6,000	6,000
81 ~ 90	5,600	5,500	5,500	5,400	5,300	5,300
91 ~ 100	5,100	5,000	4,900	4,800	4,800	4,800

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
20名以下	23,700	23,500	23,100	22,900	22,300
21 ~ 30	15,800	15,600	15,400	15,200	14,900
31 ~ 40	11,800	11,700	11,500	11,400	11,100
41 ~ 50	9,500	9,400	9,200	9,100	8,900
51 ~ 60	7,900	7,800	7,700	7,600	7,400
61 ~ 70	6,800	6,700	6,600	6,500	6,400
71 ~ 80	5,900	5,900	5,800	5,700	5,600
81 ~ 90	5,300	5,200	5,100	5,100	5,000
91 ~ 100	4,700	4,700	4,600	4,600	4,500

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

表 2 指導員1人当たり加算限度額 (単位:円)

地域区分 定員	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
20名以下	25,100	24,600	24,400	24,200	23,900	23,800	23,700	23,600	23,500	23,400
21 ~ 30	16,700	16,400	16,300	16,100	15,900	15,900	15,800	15,700	15,700	15,600
31 ~ 40	12,500	12,300	12,200	12,100	11,900	11,900	11,800	11,800	11,700	11,700
41 ~ 50	10,000	9,800	9,800	9,700	9,600	9,500	9,500	9,400	9,400	9,400
51 ~ 60	8,400	8,200	8,100	8,100	8,000	7,900	7,900	7,900	7,800	7,800
61 ~ 70	7,200	7,000	7,000	6,900	6,800	6,800	6,800	6,700	6,700	6,700
71 ~ 80	6,300	6,100	6,100	6,000	6,000	5,900	5,900	5,900	5,900	5,800
81 ~ 90	5,600	5,500	5,400	5,400	5,300	5,300	5,300	5,200	5,200	5,200
91 ~ 100	5,000	4,900	4,900	4,800	4,800	4,800	4,700	4,700	4,700	4,700

地域区分 定員	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
20名以下	23,300	23,200	23,100	23,000	22,800	22,700	22,600	22,400	22,200
21 ~ 30	15,500	15,500	15,400	15,300	15,200	15,100	15,100	14,900	14,800
31 ~ 40	11,600	11,600	11,600	11,500	11,400	11,400	11,300	11,200	11,100
41 ~ 50	9,300	9,300	9,200	9,200	9,100	9,100	9,000	9,000	8,900
51 ~ 60	7,800	7,700	7,700	7,700	7,600	7,600	7,500	7,500	7,400
61 ~ 70	6,700	6,600	6,600	6,600	6,500	6,500	6,500	6,400	6,300
71 ~ 80	5,800	5,800	5,800	5,800	5,700	5,700	5,700	5,600	5,600
81 ~ 90	5,200	5,200	5,100	5,100	5,100	5,000	5,000	5,000	4,900
91 ~ 100	4,700	4,600	4,600	4,600	4,600	4,500	4,500	4,500	4,400

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「16/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則（以下「人事院規則」という。）9-49附則別表（以下「附則別表」という。）第2の支給割合が16/100とされている地域とする。</p> <p>(2) 「13/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が13/100とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が12/100とされている地域とする。</p> <p>(4) 「10/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び小金井市、逗子市、摂津市とする。</p> <p>(5) 「9/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が9/100とされている地域とする。</p> <p>(6) 「8/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8/100とされている地域及び習志野市、八千代市、東久留米市とする。</p> <p>(7) 「7/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が7/100とされている地域及び綾瀬市、座間市、大東市、松原市とする。</p> <p>(8) 「6/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域及び狹山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、東大和市、大阪府狹山市、大阪府忠岡町、川西市とする。</p> <p>(9) 「4/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が4/100とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。</p>					<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「14.5/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則（以下「人事院規則」という。）9-49附則別表（以下「附則別表」という。）第2の支給割合が14.5/100とされている地域とする。</p> <p>(2) 「12/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が12/100とされている地域とする。</p> <p>(3) 「11/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が11/100とされている地域とする。</p> <p>(4) 「10/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び小金井市、逗子市とする。</p> <p>(5) 「8.5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8.5/100とされている地域とする。</p> <p>(6) 「8/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8/100とされている地域とする。</p> <p>(7) 「7.5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が7.5/100とされている地域とする。</p> <p>(8) 「7/100」とは、岸和田市並びに大阪府忠岡町とする。</p> <p>(9) 「6.5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6.5/100とされている地域とする。</p>		

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(10) 「3/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域及び長岡京市、広島県府中町とする。</p> <p>(11) 「その他」とは、(1)から(10)以外の地域とする。</p>		
		2 略		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(10) 「6/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域((8)の地域を除く。)及び大阪府狭山市とする。</p> <p>(11) 「5.5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が5.5/100とされている地域とする。</p> <p>(12) 「5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が5/100とされている地域とする。</p> <p>(13) 「4.5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が4.5/100とされている地域及び習志野市、八千代市とする。</p> <p>(14) 「4/100」とは北九州市並びに狭山市とする。</p> <p>(15) 「3/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域((14)の地域を除く。)及び蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、東久留米市、東大和市、座間市、綾瀬市、神奈川県寒川町、長岡京市、松原市、大東市、摂津市、広島県府中町とする。</p> <p>(16) 「2.5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が2.5/100とされている地域とする。</p> <p>(17) 「2/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が2/100とされている地域とする。</p> <p>(18) 「1/100」とは、小樽市、熱海市、伊東市、下関市、久留米市、飯塚市、伊勢原市、川西市とする。</p> <p>(19) 「その他」とは、(1)から(18)以外の地域とする。</p>		
		2 取扱定員は、別に定める施設別定員とする。		

新		旧				
略		1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
				2 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び同支給規則に定める支給地域に所在する婦人相談所一時保護所に勤務する職員に対して支給されるもので、毎年10月31日現在の現員に対し都道府県条例の定めるところにより支給した額の合算額と次の寒冷地手当算定方式により算定した額とを比較して少ない方の額とする。		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

寒冷地手当算定方法

- (1) 新寒冷地に所在する施設
 ① 経費の種類ごとに単価に員数を乗じた額の合計額(新寒冷地に所在する施設を除く)
 ② ①で算出された合計額から1人あたり100,000円を引いた額(0円以下となる場合は、0円とする。)

経費の種類	単 価					員 数
(1) 定 額	旧5級地 円	旧4級地 円	旧3級地 円	旧2級地 円	旧1級地 円	
ア	163,700	129,600	97,800	67,500	39,600	世帯主(扶養親族3人以上)の員数
イ	136,500	108,000	81,500	56,300	33,000	世帯主(扶養親族1人または2人)の員数
ウ	82,900	65,000	49,100	33,600	19,800	準世帯主(扶養親族なし)の員数
エ	59,200	45,800	34,200	23,300	14,200	非世帯主の員数
(2) 加算額	北 海 道					
	旧甲地 円	旧乙地 円	旧丙地 円			
ア	66,500	51,600	38,600			世帯主の員数
イ	44,300	34,400	25,700			準世帯主の員数
ウ	22,200	17,200	12,900			非世帯主の員数
	北海道以外の地域					
	旧5級地 円	旧4級地 円				
ア	16,500	8,200				世帯主の員数
イ	11,000	5,500				準世帯主の員数
ウ	5,500	2,700				非世帯主の員数

注1 「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域をいう。

- (2) 新寒冷地に所在する施設
 (1)の①の算定方法を適用して算定された額から、1人あたり110,000円を引いた額と、次表の単価に員数を乗じて算定された額とを比較し、高い方の額

	単 価				員 数
	新1級地 円	新2級地 円	新3級地 円	新4級地 円	
ア	131,900	116,800	112,700	89,000	世帯主の員数
イ	72,900	65,300	64,300	51,000	準世帯主の員数
ウ	51,700	44,000	43,000	36,800	非世帯主の員数

注2 「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)により改正)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

- (備考) 1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員で主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。
 2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

寒冷地手当算定方式

- (1) 旧寒冷地に所在する施設(新寒冷地に所在する施設を除く)
 ① 経費の種類ごとに単価に員数を乗じた額の合計額
 ② ①で算出された合計額から1人あたり70,000円を引いた額(0円以下となる場合は、0円とする。)

経費の種類	単 価					員 数
(1) 定 額	旧5級地 円	旧4級地 円	旧3級地 円	旧2級地 円	旧1級地 円	
ア	163,700	129,600	97,800	67,500	39,600	世帯主(扶養親族3人以上)の員数
イ	136,500	108,000	81,500	56,300	33,000	世帯主(扶養親族1人または2人)の員数
ウ	82,900	65,000	49,100	33,600	19,800	準世帯主(扶養親族なし)の員数
エ	59,200	45,800	34,200	23,300	14,200	非世帯主の員数
(2) 加算額	北 海 道					
	旧甲地 円	旧乙地 円	旧丙地 円			
ア	66,500	51,600	38,600			世帯主の員数
イ	44,300	34,400	25,700			準世帯主の員数
ウ	22,200	17,200	12,900			非世帯主の員数
	北海道以外の地域					
	旧5級地 円	旧4級地 円				
ア	16,500	8,200				世帯主の員数
イ	11,000	5,500				準世帯主の員数
ウ	5,500	2,700				非世帯主の員数

注1 「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域をいう。

- (2) 新寒冷地に所在する施設
 (1)の①の算定方法を適用して算定された額から、1人あたり90,000円を引いた額と、次表の単価に員数を乗じて算定された額とを比較し、高い方の額

	単 価				員 数
	新1級地 円	新2級地 円	新3級地 円	新4級地 円	
ア	131,900	116,800	112,700	89,000	世帯主の員数
イ	72,900	65,300	64,300	51,000	準世帯主の員数
ウ	51,700	44,000	43,000	36,800	非世帯主の員数

注2 「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)により改正)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

- (備考) 1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員で主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。
 2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

新		旧																							
略	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率																				
			<p>3 夜間警備体制強化加算</p> <p>警備員を雇上げ又は委託契約等に基づき警備員を配置若しくは機械設備を利用し、夜間警備体制の強化を図る場合次の算式によって算定した額。</p> <p>ただし、警備員を配置する場合は1施設2名まで、機械設備のみの場合は1施設1式までとし、警備員と機械設備を併用する場合はどちらか一方を本加算の対象とする。</p> <p>(宿直職員が配置されており、夜間における入所者への処遇が適切に行える職員体制になっている場合に限る。なお、夜間に警備員のみとなる施設は、本加算の対象としない。)</p> <p>(算式) 施設定員×夜間警備体制強化加算分保護単価×警備員数 (又は機械設備1式数)</p> <p>夜間警備体制強化加算分保護単価 (月額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20名以下</td> <td>8,090</td> </tr> <tr> <td>21～30</td> <td>5,390</td> </tr> <tr> <td>31～40</td> <td>4,040</td> </tr> <tr> <td>41～50</td> <td>3,230</td> </tr> <tr> <td>51～60</td> <td>2,690</td> </tr> <tr> <td>61～70</td> <td>2,310</td> </tr> <tr> <td>71～80</td> <td>2,020</td> </tr> <tr> <td>81～90</td> <td>1,790</td> </tr> <tr> <td>91～100</td> <td>1,610</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 婦人相談所の終業時間から翌日の始業時間までの間12時間以上警備員を1名配置する場合には本加算分保護単価に2を乗じた単価を加算するものとする。</p>	定員	単価(円)	20名以下	8,090	21～30	5,390	31～40	4,040	41～50	3,230	51～60	2,690	61～70	2,310	71～80	2,020	81～90	1,790	91～100	1,610		
定員	単価(円)																								
20名以下	8,090																								
21～30	5,390																								
31～40	4,040																								
41～50	3,230																								
51～60	2,690																								
61～70	2,310																								
71～80	2,020																								
81～90	1,790																								
91～100	1,610																								

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1 施設当たり年額 <u>138,700円</u></p> <p>8 略</p> <p>9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合 1 施設当たり年額 <u>1,794,277円</u></p>					<p>4 入所者処遇特別加算 高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、別途定めるところにより、入所者処遇特別加算が必要と認定された場合。</p> <p>5 単身赴任手当加算 職員のうち単身赴任者が存する施設であって、別途定めるところにより、単身赴任手当加算が必要と認定された場合。</p> <p>6 事務用冬期採暖費 北海道に所在する施設について 取扱人員×2, 210円</p> <p>7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1 施設当たり年額 <u>139,020円</u></p> <p>8 (1) 1により算定した事務費について、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日の属する月の翌月から1の方法に準じて事務費の額を改定すること。 ア 当該施設の取扱定員に変更を生じたとき。 イ 当該施設の職員に増減を生じたとき。 ただし、1か月以内における増減を除く。 (2) 算定した事務費の算定基礎等に誤りがあった場合は決定の時期にさかのぼって改定すること。</p> <p>9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 <u>1,795,199円</u></p>		

新

旧

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額 (1人配置の場合) <u>2, 257, 637円</u> (2人配置の場合) <u>4, 515, 274円</u></p> <p>11 一時保護委託費 配偶者暴力防止法に基づき配偶者から暴力を受けた者(以下「暴力被害者」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>{14日以内の場合}</p> <p>1 暴力被害者分 (1)暴力被害者 各月の委託延人数に日額<u>7, 650円</u>を乗じた額 (2)同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 2, 420円 同伴者 1, 950円 ※1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童(18歳未満。)とする。(以下同じ。) ※2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。(以下同じ。)</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 5, 510円 児童以外の者 <u>5, 030円</u></p>					<p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額 (1人配置の場合) <u>2, 258, 559円</u> (2人配置の場合) <u>4, 517, 118円</u></p> <p>11 一時保護委託費 配偶者暴力防止法に基づき配偶者から暴力を受けた者(以下「暴力被害者」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>{14日以内の場合}</p> <p>1 暴力被害者分 (1)暴力被害者 各月の委託延人数に日額<u>6, 490円</u>を乗じた額 (2)同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 2, 420円 同伴者 1, 950円 ※1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童(18歳未満。)とする。(以下同じ。) ※2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。(以下同じ。)</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 5, 510円 児童以外の者 <u>5, 040円</u></p>		

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(注) 暴力被害者の一時保護が前提であること。 (14日を超えた場合も同様。)</p> <p>[14日を超えた場合]</p> <p>1 暴力被害者分</p> <p>(1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額7,500円を乗じた額</p> <p>(2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。</p> <p>同伴児 2,420円 同伴者 1,800円</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。</p> <p>児童 5,510円 児童以外の者 4,880円</p> <p>12 略</p>					<p>(注) 暴力被害者の一時保護が前提であること。 (14日を超えた場合も同様。)</p> <p>[14日を超えた場合]</p> <p>1 暴力被害者分</p> <p>(1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額5,110円を乗じた額</p> <p>(2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。</p> <p>同伴児 2,420円 同伴者 1,800円</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。</p> <p>児童 5,510円 児童以外の者 4,880円</p> <p>12. 人身取引被害者の一時保護委託費 人身取引被害者の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合]</p> <p>1 人身取引被害者分 前項[14日以内の場合]の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前項[14日以内の場合]の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>[14日を超えた場合]</p>		

新		旧			
略	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
			<p>1 人身取引被害者分 前項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>13 売春防止法に基づく要保護女子の一時保護委託費 別途定めるところにより、売春防止法に基づく要保護女子(以下「要保護女子」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>〔14日以内の場合〕</p> <p>1 要保護女子分 前々項〔14日以内の場合〕の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前々項〔14日以内の場合〕の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>〔14日を超えた場合〕</p> <p>1 要保護女子分 前々項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前々項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率																				
	事業費	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 要保護女子等分</p> <p>(1) 事業費</p> <p>各月初日の保護現員（月の中途において退所した者を除く。以下「各月初保護現員」という。）に月額54,600円を乗じた額の合算額。</p> <p>ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間は、その間の各月初保護現員に次の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">冬 期 加 算 額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>I 区</th> <th>II 区</th> <th>III 区</th> <th>IV 区</th> <th>V 区</th> <th>VI 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">円 8,900</td> <td style="text-align: center;">円 7,100</td> <td style="text-align: center;">円 5,400</td> <td style="text-align: center;">円 4,200</td> <td style="text-align: center;">円 2,800</td> <td style="text-align: center;">円 2,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 地区別区分は、生活保護法による保護基準（昭和38年厚生省告示第158号）の別表第1附表の区分による婦人相談所の所在地について適用するものであること。</p> <p>(2) 妊産婦加算</p> <p>妊産婦については、各月初保護現員に掲げる区分ごとの妊産婦加算額を乗じて算定した額を、前項により算定した事業費に加えるものとする。</p> <p>ただし、妊婦については、次に掲げる妊婦の額を出産した日の属する月まで加算するものとし、産婦については出産した日の属する月の翌月から2か月間加算するものとする。</p> <p style="text-align: center;">妊 産 婦 加 算 額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">妊 婦</th> <th rowspan="2">産 婦</th> </tr> <tr> <th>6 月未 満</th> <th>6 月以 上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">円 9,140</td> <td style="text-align: center;">円 13,810</td> <td style="text-align: center;">円 8,490</td> </tr> </tbody> </table>	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区	円 8,900	円 7,100	円 5,400	円 4,200	円 2,800	円 2,200	妊 婦		産 婦	6 月未 満	6 月以 上	円 9,140	円 13,810	円 8,490	<p>婦人相談所一時保護所入所者の処遇のために必要な需用費（食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費）、</p> <p>扶助費等</p>	5/10
I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区																			
円 8,900	円 7,100	円 5,400	円 4,200	円 2,800	円 2,200																			
妊 婦		産 婦																						
6 月未 満	6 月以 上																							
円 9,140	円 13,810	円 8,490																						

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		<p>(3) 母子加算 要保護女子等が乳児または幼児を養育しなければならない場合はその者の各月初日の在籍戸数（月の中途において退所した月を除く。）に月額19,380円を、養育しなければならない者が2人の場合は1,560円、3人以上1人増すごとにさらに月額770円を加算した額を乗じた額を(1)の事業費に加算するものとする。</p> <p>ただし、国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による遺族基礎年金の支給を受けている者はこれを除外すること。</p> <p>（注）乳児とは、満1才未満の者、幼児とは、満1才以上小学校就学前の者をいうものであること。（以下同じ。）</p> <p>(4) 期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×5,070円</p> <p>(5) 被服加算 各月保護人員×月額250円</p>		
		<p>2 要保護女子等が同伴する乳幼児</p> <p>(1) 事業費</p> <p>ア 乳児の各月当初保護現員に月額37,900円を乗じた額の合計額。</p> <p>イ 幼児の各月当初保護現員に月額42,600円を乗じた額の合計額。</p> <p>ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間はその間の乳児又は幼児の各月当初保護現員に前記1の(1)の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。</p> <p>(2) 期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×5,070円</p> <p>(3) 被服加算 各月保護人員×月額250円</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>3 事業費の算出にあたり月の途中で保護又は退所した者についての事業費(冬期加算を含む)、妊産婦加算及び母子加算の額は次の算式により算定した額とする。</p> $\text{月額単価} \times \frac{\text{当該月の保護日数}}{30 \text{日又は当該月の日数}}$ <p>4 入所者の生活指導のための器具機材費として地方厚生(支)局長が必要と認めた額。</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
<p>婦人相談 所運営費 負担金</p>	<p>運営費</p>	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 婦人相談所活動費</p> <p>婦人相談所が行う都道府県域内における要保護女子等の移送等を行う事業に要する経費として、地方厚生（支）局長が必要と認めた額</p> <p>2 外国人婦女子緊急一時保護経費</p> <p>婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業に要する経費として、地方厚生（支）局長が必要と認めた額</p> <p>3 広域措置費</p> <p>婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性を他の都道府県の婦人相談所等へ移動させるための経費として、地方厚生（支）局長が必要と認めた額</p>	<p>婦人相談所が行う都道府県域内における要保護女子等の移送等を行うために必要な旅費、役務費（通信運搬費）</p> <p>婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業を行うために必要な旅費、役務費（通信運搬費）、通訳雇上費、婦人相談所で一時保護した人身取引被害者の医療費（医療機関における診察、検査、治療及び診断書の発行等医療に要する費用。ただし、他法他制度が利用できない場合に限る。）</p> <p>婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性を他の都道府県の婦人相談所等へ移動させるために必要な旅費、需用費（燃料費）、役務費（通信運搬費）</p>	<p>5 / 10</p>

新

旧

略					
	1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
	婦人相談 所運営費 負担金	運営費	<p>4 相談・一時保護同伴児童経費</p> <p>婦人相談所が自ら行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行う事業に要する経費</p> <p>当該年度の同伴児保護延人数に日額180円を乗じた額</p>	<p>婦人相談所が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、需用費（消耗品費）</p>	5/10

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率						
<p>婦人保護施設運営費補助金 (婦人保護長期収容施設を含む。)</p>	<p>事務費</p>	<p>I 婦人保護施設</p> <p>1 [区分] 一時保護所保護費負担金 [種目] 事務費の基準額による。 ただし、基準額の「2 寒冷地手当」中「都道府県条例」とあるのは「都道府県条例(法人の経営する施設にあつては、当該法人の寒冷地手当の支給に関する規定)」と読み替えること。 また、基準額の「3 夜間警備体制強化加算」中「1施設2名」とあるのは「1施設1名」と読み替え、「(注)」の部分は除くこと。 なお、施設入所者に対して特別な処遇を行っている施設については地方厚生(支)局長がその都度承認した額。</p> <p>2 施設機能強化推進費 施設機能の充実強化を推進している施設であつて別途定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合。 別途加算単価</p> <p>3 精神科医雇上費 入院治療の必要はないが精神に障害のある者(精神科通院により投薬治療を受けている者及び施設内において専門医の処方を受けている者(以下「対象者」という))が毎年4月1日現在の実入所人員に対して10人以上を占めている施設に対し、1回当たり単価13,570円を限度として年12回の範囲内で加算する。 対象者が21人を超える施設であるときは、次表に定める回数の範囲内でさらに加算する。</p> <p>対象者が21人を超える施設への加算回数</p> <table border="1" data-bbox="1444 1284 1780 1380"> <thead> <tr> <th>対象者数</th> <th>加算回数(年間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21~30人</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>31人以上</td> <td>24回</td> </tr> </tbody> </table>	対象者数	加算回数(年間)	21~30人	12回	31人以上	24回	<p>婦人保護施設職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費)、役務費(通信運搬費)、備品購入費、委託料等</p>	<p>5/10</p>
対象者数	加算回数(年間)									
21~30人	12回									
31人以上	24回									

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>4 略</p> <p>5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員加算が必要と認定された場合。</p> <p>(1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額(心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額)を当該取扱定員に12を乗じた数によって除した額(円未満切捨)と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 常勤的非常勤職員 1施設当たり年額 <u>3,027,797円</u></p> <p>(3) 非常勤職員 1施設当たり年額 <u>1,711,957円</u></p>					<p>4 民間施設給与等改善費 地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって、別途定めるところにより、民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合。 事務費基準額×別途定めるところにより決定された加算率</p> <p>5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員加算が必要と認定された場合。</p> <p>(1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額(心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額)を当該取扱定員に12を乗じた数によって除した額(円未満切捨)と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 常勤的非常勤職員 1施設当たり年額 <u>3,016,317円</u></p> <p>(3) 非常勤職員 1施設当たり年額 <u>1,712,879円</u></p>		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

表 3 心理療法担当職員加算限度額 (単位:円)

地域区分 定員	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
20名以下	24,900	24,400	24,200	23,800	23,700	23,500
21 ~ 30	16,600	16,300	16,100	15,900	15,800	15,700
31 ~ 40	12,500	12,200	12,100	11,900	11,800	11,700
41 ~ 50	10,000	9,800	9,700	9,500	9,500	9,400
51 ~ 60	8,300	8,100	8,100	7,900	7,900	7,800
61 ~ 70	7,100	7,000	6,900	6,800	6,800	6,700
71 ~ 80	6,200	6,100	6,100	6,000	5,900	5,900
81 ~ 90	5,500	5,400	5,400	5,300	5,300	5,200
91 ~ 100	5,000	4,900	4,800	4,800	4,700	4,700

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
20名以下	23,300	23,100	22,700	22,600	22,000
21 ~ 30	15,500	15,400	15,200	15,000	14,700
31 ~ 40	11,600	11,600	11,400	11,300	11,000
41 ~ 50	9,300	9,200	9,100	9,000	8,800
51 ~ 60	7,800	7,700	7,600	7,500	7,300
61 ~ 70	6,700	6,600	6,500	6,400	6,300
71 ~ 80	5,800	5,800	5,700	5,600	5,500
81 ~ 90	5,200	5,100	5,100	5,000	4,900
91 ~ 100	4,700	4,600	4,500	4,500	4,400

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

表 3 心理療法担当職員加算限度額 (単位:円)

地域区分 定員	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
20名以下	24,600	24,100	24,000	23,800	23,500	23,400	23,300	23,200	23,100	23,100
21 ~ 30	16,400	16,100	16,000	15,900	15,700	15,600	15,600	15,500	15,400	15,400
31 ~ 40	12,300	12,100	12,000	11,900	11,800	11,700	11,700	11,600	11,600	11,500
41 ~ 50	9,800	9,700	9,600	9,500	9,400	9,400	9,300	9,300	9,300	9,200
51 ~ 60	8,200	8,000	8,000	7,900	7,800	7,800	7,800	7,700	7,700	7,700
61 ~ 70	7,000	6,900	6,800	6,800	6,700	6,700	6,700	6,600	6,600	6,600
71 ~ 80	6,200	6,000	6,000	5,900	5,900	5,900	5,800	5,800	5,800	5,800
81 ~ 90	5,500	5,400	5,300	5,300	5,200	5,200	5,200	5,200	5,100	5,100
91 ~ 100	4,900	4,800	4,800	4,800	4,700	4,700	4,700	4,600	4,600	4,600

地域区分 定員	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
20名以下	23,000	22,900	22,800	22,700	22,500	22,400	22,300	22,100	22,000
21 ~ 30	15,300	15,200	15,200	15,100	15,000	14,900	14,900	14,800	14,600
31 ~ 40	11,500	11,400	11,400	11,300	11,300	11,200	11,200	11,100	11,000
41 ~ 50	9,200	9,100	9,100	9,100	9,000	9,000	8,900	8,900	8,800
51 ~ 60	7,700	7,600	7,600	7,600	7,500	7,500	7,400	7,400	7,300
61 ~ 70	6,600	6,500	6,500	6,500	6,400	6,400	6,400	6,300	6,300
71 ~ 80	5,700	5,700	5,700	5,700	5,600	5,600	5,600	5,500	5,500
81 ~ 90	5,100	5,100	5,100	5,000	5,000	5,000	5,000	4,900	4,900
91 ~ 100	4,600	4,600	4,600	4,500	4,500	4,500	4,500	4,400	4,400

新

旧

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		II 婦人保護長期収容施設 (1) 施設事務費は収容委託者各月の現員数に1人月額基準額79,400円を乗じて得た額とする。 (2) 略 (3) 略 (4) 略					II 婦人保護長期収容施設 (1) 施設事務費は収容委託者各月の現員数に1人月額基準額79,200円を乗じて得た額とする。 (2) 施設機能強化推進費は、前項I婦人保護施設の2施設機能強化推進費の取扱いによる。 (3) 民間施設給与等改善費は、前項I婦人保護施設の4民間施設給与等改善費の算定による。 (4) 下記の都道府県にあつては、次に掲げる定数を基礎に算定する。 北海道 7人 東京都 40人 神奈川県 10人 愛知県 5人 大阪府 5人 兵庫県 7人 福岡県 5人 (注) 別表に示す「施設事務費算定基準」は婦人保護長期収容施設に適用しない。		
	事業費	1 [区分] 婦人保護事業費負担金 [種目] 事業費の基準額(4を除く)による。ただし、基準額中「婦人相談所」とあるのは、「婦人保護施設」と読み替えること。 なお、被服加算については、各月初日現員×月額250円とする。 2 略 3 略	婦人保護施設入所者の処遇のために必要な需用費(食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費)、備品購入費、扶助費、委託料等	5/10		事業費	1 [区分] 一時保護所保護費負担金 [種目] 事業費の基準額(4を除く)による。ただし、基準額中「婦人相談所」とあるのは、「婦人保護施設」と読み替えること。 なお、被服加算については、各月初日現員×月額250円とする。 2 社会適応訓練費 各月初日保護現員×月額330円 3 入所者の生活指導、職業訓練のための器具、機材費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額。	婦人保護施設入所者の処遇のために必要な需用費(食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費)、備品購入費、扶助費、委託料等	5/10

新

旧

略

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
人件費	(1) 給 与	<p>毎年4月1日現在（以下「4月初現在」という。）の職員の現員を基礎として算定する。</p> <p>ア. 都道府県及び市が経営する施設にあつては、4月初現在の職員の現員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については、別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額と次に示す職員の職種別の本俸、特殊業務手当、地域手当及び扶養手当の合算額とを比較していずれか少ない方の額とする。</p>	12

新

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単価	員数

職種別	本橋	特殊業務手当	扶養手当	合計 C=D+(A+B+C)	地域手当(合計×各%)										
					16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	4/100	3/100	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	
福2-29 施設長 (50名以下)	246,600		13,183	259,783	41,565	33,772	31,174	25,978	23,380	20,783	18,185	15,587	10,391	7,793	
福4-1 施設長 (50名以上)	271,900		13,183	285,083	45,613	37,061	34,210	28,508	25,657	22,807	19,956	17,105	11,404	8,552	
行(一)2-9 事務員	200,000		13,183	213,183	34,109	27,714	25,582	21,318	19,186	17,055	14,923	12,791	8,527	6,395	
福2-17 主任指導員	225,600	11,700	13,183	250,483	40,077	32,562	30,058	25,048	22,543	20,039	17,534	15,028	10,018	7,514	
福2-13 指導員	219,200	11,700	13,183	244,083	39,053	31,731	29,290	24,408	21,957	19,527	17,086	14,645	9,763	7,322	
福(三)2-29 看護師	229,200	2,500	13,183	244,883	39,181	31,835	29,386	24,499	22,039	19,591	17,142	14,693	9,795	7,354	
福(二)2-9 栄養士	190,900		13,183	204,083	32,653	26,531	24,490	20,408	18,367	16,327	14,286	12,245	8,163	6,122	
行(二)1-37 調理員等	165,800		13,183	179,983	28,637	23,268	21,478	17,898	16,108	14,319	12,529	10,739	7,159	5,369	
福2-5 心理療法担当職員	205,800	11,700	13,183	230,683	36,909	29,989	27,682	23,068	20,761	18,455	16,148	13,841	9,227	6,920	

職種別	合計額(合計+地域手当)										
	16/100 D+E	13/100 D+F	12/100 D+G	10/100 D+H	9/100 D+I	8/100 D+J	7/100 D+K	6/100 D+L	4/100 D+M	3/100 D+N	その他
福2-29 施設長 (50名以下)	301,348	293,555	290,957	285,761	283,163	280,566	277,968	275,370	270,174	267,576	259,783
福4-1 施設長 (50名以上)	330,618	322,144	319,292	313,591	310,740	307,890	305,039	302,188	296,488	293,635	285,083
行(一)2-9 事務員	247,292	240,897	238,765	234,501	232,369	230,238	228,106	225,974	221,710	219,578	213,183
福2-17 主任指導員	290,560	283,046	280,541	275,531	273,026	270,522	268,017	265,512	260,502	257,997	250,483
福2-13 指導員	282,136	275,814	273,373	268,491	266,050	263,610	261,169	258,728	253,846	251,405	244,083
福(三)2-29 看護師	284,084	278,718	274,269	269,371	266,922	264,474	262,025	259,576	254,678	252,229	244,883
福(二)2-9 栄養士	236,736	230,614	228,573	224,491	222,450	220,410	218,369	216,328	212,246	210,205	204,083
行(二)1-37 調理員等	207,620	202,251	200,461	196,881	195,091	193,302	191,512	189,722	186,142	184,352	178,983
福2-5 心理療法担当職員	267,592	260,672	258,365	253,751	251,444	249,138	246,831	244,524	239,910	237,603	230,683

旧

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単価	員数

職種別	本橋	特殊業務手当	扶養手当	合計 C=D+(A+B+C)	地域手当(合計×各%)																
					14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3.5/100	3/100	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R			
福2-29 施設長 (50名以下)	246,600		13,183	259,783	37,489	31,111	28,518	25,978	22,082	20,783	18,584	16,185	13,587	10,988	8,589	6,190	3,791	2,592			
福4-1 施設長 (50名以上)	271,900		13,183	285,083	41,337	34,210	31,359	26,504	24,232	22,007	21,381	19,589	18,539	17,105	15,800	14,284	12,829	11,603			
行(一)2-9 事務員	200,000		13,183	213,183	30,312	25,582	23,190	21,318	18,121	17,055	15,888	14,923	13,851	12,781	11,728	10,659	9,593	8,527			
福2-17 主任指導員	225,600	11,700	13,183	250,483	38,329	30,928	28,528	25,048	21,281	20,039	18,189	17,524	16,281	15,029	13,772	12,524	11,272	10,019			
福2-13 指導員	219,200	11,700	13,183	244,083	35,232	28,230	26,819	24,408	20,747	19,527	18,209	17,088	15,865	14,645	13,425	12,204	10,985	9,763			
福(三)2-29 看護師	229,200	2,500	13,183	244,883	35,509	28,388	26,327	24,488	20,815	19,591	18,369	17,142	15,917	14,693	13,469	12,244	11,020	9,795			
福(二)2-9 栄養士	190,900		13,183	204,083	28,529	24,490	22,519	20,408	17,347	16,327	15,206	14,288	13,265	12,245	11,225	10,204	9,181	8,163			
行(二)1-37 調理員等	165,800		13,183	179,983	25,352	21,478	19,888	17,898	15,216	14,319	13,442	12,529	11,631	10,739	9,846	8,949	8,054	7,159			
福2-5 心理療法担当職員	205,800	11,700	13,183	230,683	33,445	27,682	25,275	23,068	19,909	18,455	17,301	16,148	14,994	13,841	12,688	11,534	10,381	9,227			

職種別	合計額(合計+地域手当)																
	14.5/100 D+E	12/100 D+F	11/100 D+G	10/100 D+H	8.5/100 D+I	8/100 D+J	7.5/100 D+K	7/100 D+L	6.5/100 D+M	6/100 D+N	5.5/100 D+O	5/100 D+P	4.5/100 D+Q	4/100 D+R	3.5/100 D+S	3/100 D+T	その他
福2-29 施設長 (50名以下)	287,452	289,957	288,359	286,761	281,895	280,549	279,247	277,989	276,589	275,328	274,026	272,724	271,421	270,119	268,817	267,515	266,213
福4-1 施設長 (50名以上)	328,420	319,282	316,542	313,591	309,315	307,890	306,165	304,810	303,510	302,189	300,789	299,337	297,912	296,488	295,063	293,638	292,213
行(一)2-9 事務員	244,095	238,783	238,333	234,501	231,204	230,236	229,112	228,108	227,049	226,026	224,908	223,842	222,728	221,710	220,691	219,671	218,651
福2-17 主任指導員	288,850	286,541	278,658	278,631	271,715	270,622	269,288	268,811	268,265	266,512	264,260	263,091	261,155	259,502	257,897	256,245	254,592
福2-13 指導員	278,416	278,273	270,332	268,491	264,404	263,610	262,889	261,169	258,248	256,728	255,704	254,787	253,867	252,946	251,025	249,104	247,183
福(三)2-29 看護師	280,381	276,283	271,825	269,371	265,898	264,474	263,239	262,025	260,800	259,576	258,352	257,127	255,903	254,679	253,454	252,229	251,005
福(二)2-9 栄養士	233,819	228,572	228,532	224,491	221,439	220,410	219,289	218,267	217,246	216,328	215,208	214,187	213,246	212,244	211,200	209,160	208,160
行(二)1-37 調理員等	204,588	200,441	198,821	196,841	194,187	193,302	192,467	191,511	189,617	188,722	187,827	186,932	186,037	185,142	184,247	183,352	182,457
福2-5 心理療法担当職員	244,132	238,365	238,558	233,791	230,281	229,138	227,884	226,821	225,877	224,824	223,771	222,717	221,664	220,611	219,558	218,505	217,452

新				旧			
経費の種類	経費の区分	単 価	員 数	経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
		イ. 略				イ. 法人が経営する施設にあっては、4月当初現在の職員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額とする。	
	(2) 期末勤勉手当	(1)の給与の単価及び(1)の給与の算定の基礎となつた4月当初現在の職員の期末勤勉手当加算額の合算額とする。	4. 5 (円未満切捨)		(2) 期末勤勉手当	(1)の給与の単価及び(1)の給与の算定の基礎となつた4月当初現在の職員の期末勤勉手当加算額の合算額とする。	4. 47 (円未満切捨)
	(3) 略				(3) 管理職手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長の本俸×12	0. 125
	(4) 略				(4) 管理職員特別勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長について、臨時又は緊急の必要による週休日又は休日の勤務をした場合 勤務1回につき 4,000円	勤務回数
	(5) 略				(5) 超過勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した本俸、特殊業務手当（1人月額2,500円の加算額を除く。）及び地域手当の額の合算額（施設長の本俸及び地域手当の額を除く。）×12	0. 0427
	(6) 略				(6) 住居手当	(1)の給与の算定の基礎となつた4月当初現在の職員の住居手当の月額	12
	(7) 略				(7) 通勤手当	(1)の給与の算定の基礎となつた4月当初現在の職員について算定した手当月額	12

新				旧			
経費の種類	経費の区分	単 価	員 数	経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
	(8) 略				(8) 非常勤調理員等	年額 1,596,000円	1
	(9) 略				(9) 非常勤調理員等 年休代替要員費	年額 74,480円	1
	(10) 略				(10) 年休代替要員費	年額 118,400円	(1) の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
	(11) 略				(11) 調理員等年休 代替要員費	年額 106,400円	(1) の給与の算定の基礎となった調理員等
	(12) 略				(12) 看護代替経費	年額 1,950円	取扱定員
	(13) 社会保険事業主 負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者 災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ 4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額 の合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定 した給与に0.17958を乗じて得た額	12		(13) 社会保険事業主 負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者 災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ 4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額 の合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定 した給与に0.17713を乗じて得た額	12
管理費	(14) 略				(14) 嘱託医手当	4月当初現在の嘱託医手当の月額	12
	(15) 宿直業務改善費	1施設年額 2,457,840円	1	管理費	(15) 宿直業務改善費	1施設年額 2,444,540円	1
	(16) 略				(16) 旅 費	5,900円	(1) の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
	(17) 略				(17) 庁 費	57,120円	同 上

新				旧			
経費の種類	経費の区分	単 価	員 数	経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
(18)略				(18)特別管理費	50人以下の施設 年額	842,100円	1
(19)職員研修費		1,950円	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数		51人以上の施設 年額	785,400円	1
(20)略				(19)職員研修費		3,190円	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
(21)略				(20)被服手当		630円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員等
(22)略				(21)職員健康管理費		5,290円	(1)の給与の算定の基礎となった職員数
(23)略				(22)各所修繕費	1㎡当たり	379円	当該施設の実延数 (1㎡未満切捨) ただし、一時保護所の 場合婦人相談所との兼 用部分については、そ の主たる用途によって 按分された延面積
(24)略				(23)入所者保健衛生費		3,150円	取極定員
(25)略				(24)業務省力化等勤務条件改善費	直接処遇職員 年額	299,985円	(1)の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
(26)略					調 理 員 年額	290,472円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員数
				(25)非常勤職員処遇改善費	年額	5,290円	1
				(26)苦情解決対策経費	年額	27,216円	1

新

旧

略

経費の 種 類	経費の区分	単 価	員 数
	(27) 調理業務外 部委託費	調理業務の全部を委託する場合は、その委託料 (事務費相当)の月額	12

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱新旧対照表(案)

資料 9

新	旧
<p>別 紙</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、平成17年11月1日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第2の1に定める次の事業とする。</p> <p>(1) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童自立生活援助事業</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業</p> <p>(3) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業</p> <p>(4) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業</p> <p>(5) 中核市（児童相談所設置市を除く。）及び市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う児童家庭支援センター運営モデル事業</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>(6) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関事業</u></p> <p><u>(7) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う地域生活支援事業（モデル事業）</u></p> <p>(8) 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業</p> <p>(9) 市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施</p>	<p>別 紙</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、平成17年11月1日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第2の1に定める次の事業とする。</p> <p>(1) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童自立生活援助事業</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業</p> <p>(3) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業</p> <p>(4) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業</p> <p>(5) 中核市（児童相談所設置市を除く。）及び市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う児童家庭支援センター運営モデル事業</p> <p><u>(6) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援事業</u></p> <p><u>(7) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親委託推進事業</u></p> <p>(8) 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業</p> <p>(9) 市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施</p>

新

旧

設分に限る。) に対して都道府県が補助する事業

(10) 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市が行う婦人相談員活動強化事業

(11) 都道府県が行う売春防止活動・DV対策機能強化事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(9)以外の事業

ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(9)の事業

(1)のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付額等の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 別表第1欄に定める区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の

設分に限る。) に対して都道府県が補助する事業

(10) 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市が行う婦人相談員活動強化事業

(11) 都道府県が行う売春防止活動・DV対策機能強化事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(9)以外の事業

ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(9)の事業

(1)のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付額等の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 別表第1欄に定める区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の

新	旧
<p>目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>(8) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。</p> <p>(9) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2) から (7) に掲げる条件を付さなければならない。 この場合において(2) から(3) 及び(5) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(7) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。</p> <p>(10) (9) により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>	<p>目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>(8) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。</p> <p>(9) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2) から (7) に掲げる条件を付さなければならない。 この場合において(2) から(3) 及び(5) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(7) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。</p> <p>(10) (9) により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>
<p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめるうえ、平成 年 月 日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 上記以外の場合 別紙様式第3による申請書および関係書類を平成 年 月 日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p>	<p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめるうえ、平成19年12月17日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 上記以外の場合 別紙様式第3による申請書および関係書類を平成19年12月17日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p>

新	旧
<p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、平成 年 月 日までに行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市長は、別紙様式第4による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、平成21年4月10日(6の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) 上記以外の場合 別紙様式第5による報告書を、平成21年4月10日(6の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>	<p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、平成20年2月15日までに行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市長は、別紙様式第4による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、平成20年4月10日(6の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) 上記以外の場合 別紙様式第5による報告書を、平成20年4月10日(6の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

新					旧				
別表					別表				
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童自立生活援助事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童自立生活援助事業 1か所当たり 3,696,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 308,000円(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>2 対外関係調整事業 (1)対象人員10人以上 1か所当たり 3,556,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 296,000円(1月未満の場合は1月とする) (2)対象人員10人未満 1か所当たり 2,573,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 214,000円(1月未満の場合は1月とする)</p>	<p>児童自立生活援助事業に必要な報酬(非常勤職員報酬)、給料、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1/2	児童虐待防止対策等支援事業	児童自立生活援助事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童自立生活援助事業 1か所当たり 3,696,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 308,000円(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>2 対外関係調整事業 (1)対象人員10人以上 1か所当たり 3,556,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 296,000円(1月未満の場合は1月とする) (2)対象人員10人未満 1か所当たり 2,573,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 214,000円(1月未満の場合は1月とする)</p>	<p>児童自立生活援助事業に必要な報酬(非常勤職員報酬)、給料、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1/2
	児童虐待防止対策支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修) 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p>	<p>児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本費)、賃金、備品</p>	1/2		児童虐待防止対策支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修) 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p>	<p>児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本費)、賃金、備品</p>	1/2

新				旧			
		<p>327,000円</p> <p>2 児童相談所カウンセリング強化事業 児童相談所1か所当たり</p> <p>・「カウンセリング強化事業のみ実施する場合」 706,000円</p> <p>・「カウンセリング強化事業」に加え「家族療法事業」を実施する場合 2,699,000円</p> <p>3 医療的機能強化事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 2,142,000円</p> <p>4 法的対応機能強化事業 児童相談所1か所当たり 558,000円</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 511,000円</p> <p>6 専門性強化事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 269,000円</p> <p>7 一時保護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 2,258,000円</p> <p>8 市町村及び民間団体との連携強化事業 ・市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援 児童相談所1か所当たり 3,708,000円</p> <p>・民間団体との連携</p>	<p>購入費、役務費 (通信運搬費)、報 償費、委託料、使用 料及び賃借料</p>			<p>409,000円</p> <p>2 児童相談所カウンセリング強化事業 児童相談所1か所当たり</p> <p>・「カウンセリング強化事業のみ実施する場合」 706,000円</p> <p>・「カウンセリング強化事業」に加え「家族療法事業」を実施する場合 2,698,000円</p> <p>3 医療的機能強化事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 2,092,000円</p> <p>4 法的対応機能強化事業 児童相談所1か所当たり 558,000円</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 511,000円</p> <p>6 専門性強化事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 268,000円</p> <p>7 一時保護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 2,258,000円</p> <p>8 市町村及び民間団体との連携強化事業 ・市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援 児童相談所1か所当たり 3,708,000円</p> <p>・民間団体との連携</p>	<p>購入費、役務費 (通信運搬費)、報 償費、委託料、使用 料及び賃借料</p>

新				旧			
	<p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 962,000円</p> <p>9 24時間・365日体制強化事業 児童相談所1か所当たり 5,637,000円</p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 705,000円</p>				<p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 962,000円</p> <p>9 24時間・365日体制強化事業 児童相談所1か所当たり 5,637,000円</p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 709,000円</p>		
ひきこもり等児童福祉対策事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあい心の友訪問援助事業</p> <p>①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,660円</p> <p>②事業実施前研修会費 174,800円</p> <p>③活動検討会 1回当たり 33,000円</p> <p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業</p> <p>①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円</p> <p>②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円</p> <p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 1回当たり 12,200円</p> <p>4 ひきこもり等の子どもの保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 2,000,000円</p>	<p>ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費 ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。</p>	1/2	ひきこもり等児童福祉対策事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあい心の友訪問援助事業</p> <p>①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,660円</p> <p>②事業実施前研修会費 174,800円</p> <p>③活動検討会 1回当たり 33,000円</p> <p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業</p> <p>①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円</p> <p>②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円</p> <p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 1回当たり 12,200円</p> <p>4 ひきこもり等の子どもの保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,999,000円</p>	<p>ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費 ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。</p>	1/2

新				旧				
-131-	児童家庭支援センター運営事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 運営費</p> <p>1か所当たり</p> <p>年間 9,415,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>月額 784,000円</p> <p>(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>2 初度調弁費</p> <p>1か所当たり 200,000円</p>	<p>児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等</p>	1/2	児童家庭支援センター運営事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 運営費</p> <p>1か所当たり</p> <p>年間 9,415,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>月額 784,000円</p> <p>(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>2 初度調弁費</p> <p>1か所当たり 200,000円</p>	<p>児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等</p>	1/2
	児童家庭支援センター運営モデル事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 運営費</p> <p>1か所当たり</p> <p>年間 9,415,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>月額 784,000円</p> <p>(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>2 初度調弁費</p> <p>1か所当たり 200,000円</p>	<p>児童家庭支援センター運営モデル事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等</p>	1/2	児童家庭支援センター運営モデル事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 運営費</p> <p>1か所当たり</p> <p>年間 9,415,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>月額 784,000円</p> <p>(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>2 初度調弁費</p> <p>1か所当たり 200,000円</p>	<p>児童家庭支援センター運営モデル事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等</p>	1/2
	削除	削除	削除	削除	里親支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 基礎研修</p>	<p>里親支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役</p>	1/3

新				旧			
					<p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 512,000円</p> <p>2 専門里親研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,312,000円</p> <p>3 里親養育相談事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 924,000円</p> <p>4 里親養育援助事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 8,435,000円</p> <p>5 里親養育相互援助事業 1か所当たり 510,000円</p>	<p>務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料</p>	
削除	削除	削除	削除	里親委託推進事業	<p>児童相談所1か所当たり 4,315,000円</p>	<p>里親委託推進事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)</p>	1/2
里親支援機関事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 里親掘起こし事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 4,002,000円</p> <p>2 里親委託推進・支援等事業 1か所当たり</p>	<p>里親支援機関事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/2				

新

旧

7,683,000円

(経過措置分)里親支援事業

次により算出された額の合計額

1 基礎研修

1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり

512,000円

2 専門里親研修

1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり

1,312,000円

3 里親養育相談事業

1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり

924,000円

4 里親養育援助事業

1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり

8,435,000円

5 里親養育相互援助事業

1か所当たり

510,000円

里親支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料

1/3

(経過措置分)里親委託推進事業

児童相談所1か所当たり

4,315,000円

里親委託推進事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)

1/2

新				旧			
地域生活支援事業 (モデル事業)	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 運営費</p> <p>1か所当たり</p> <p>7,904,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>月額 658,000円</p> <p>2 初度調弁費</p> <p>1か所当たり</p> <p>420,000円</p>	<p>地域生活支援事業(モデル事業)に必要な報酬(非常勤職員報酬)、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1/2				
身元保証人確保対策事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 就職時の身元保証</p> <p>施設退所児童等の保険対象者1人当たり</p> <p>10,560円</p> <p>2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証</p> <p>施設退所児童等の保険対象者1人当たり</p> <p>19,152円</p>	<p>身元保証人確保対策事業に必要な役務費(保険料)</p>	<p>1/2</p> <p>(市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合</p> <p>2/3)</p>	身元保証人確保対策事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 就職時の身元保証</p> <p>施設退所児童等の保険対象者1人当たり</p> <p>10,560円</p> <p>2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証</p> <p>施設退所児童等の保険対象者1人当たり</p> <p>19,152円</p>	<p>身元保証人確保対策事業に必要な役務費(保険料)</p>	<p>1/2</p> <p>(市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合</p> <p>2/3)</p>

新					旧				
DV・女性保護対策等支援事業	婦人相談員活動強化事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 婦人相談員活動強化対策費</p> <p>(1) 婦人相談員手当</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に106,600円を乗じて算定した額。</p> <p>ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。</p> <p>(2) 婦人相談員活動費</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。</p> <p>ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。</p>	<p>婦人相談員活動強化対策費のために必要な報酬(婦人相談員手当についての歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、扶助費</p>	5/10	DV・女性保護対策等支援事業	婦人相談員活動強化事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 婦人相談員活動強化対策費</p> <p>(1) 婦人相談員手当</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に106,600円を乗じて算定した額。</p> <p>ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。</p> <p>(2) 婦人相談員活動費</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。</p> <p>ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。</p>	<p>婦人相談員活動強化対策費のために必要な報酬(婦人相談員手当についての歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、扶助費</p>	5/10
	売春防止活動・DV対策機能強化事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 売春防止活動推進等事業強化対策費</p> <p>(1) 婦人保護事業啓発普及費</p> <p>A型(東京・大阪) 年額 604,000円</p> <p>B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円</p> <p>C型(その他の県) 年額 338,000円</p>	<p>婦人保護事業啓発普及を行うために必要な報償費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、扶助費</p>	5/10		売春防止活動・DV対策機能強化事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 売春防止活動推進等事業強化対策費</p> <p>(1) 婦人保護事業啓発普及費</p> <p>A型(東京・大阪) 年額 604,000円</p> <p>B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円</p> <p>C型(その他の県) 年額 338,000円</p>	<p>婦人保護事業啓発普及を行うために必要な報償費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、扶助費</p>	5/10